

令和2年度第2回 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会 会議録

日 時	令和2年9月1日（火） 15:10～16:00
場 所	旭川市近文清掃工場 大会議室
出 席 者	<p>○ 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会</p> <p>委員13人（定数15人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松藤敏彦 ・吉田英樹 ・小寺史浩 ・山口篤 ・荒川恵美子 ・荒川信基 ・狩野弘美 ・有木祥次 ・林上紀子・津田一正 ・岡部賢一 ・山下歩 ・大橋雅子 <p>事務局8人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富岡環境部長 ・渡辺環境部次長（廃棄物処理課長事務取扱） ・尾崎廃棄物処理課主幹（旭川市廃棄物処分場所長事務取扱） ・藤旭川市廃棄物処分場主査 ・増田同主査 ・後藤同主任 ・仲倉同主任 ・秋元同主任
公開・非公開	公開
傍聴者の数	0
報道機関	0
調査検討事項 及び資料等	<p>(1) 令和元年度環境調査について（資料1）</p> <p>(2) 旭川市中園廃棄物最終処分場の水処理等に関する報告及び意見交換（当日配付資料：資料3）</p> <p>(3) 廃棄物最終処分場監視委員会委員の視察について（資料2）</p> <p>(4) その他</p>

議事内容	発言者	発言の要旨
1 開 会	事務局	<p>廃棄物処理課主幹より開会の宣言。 環境部長よりあいさつ。 また、委員改選後、一堂に会する最初の会議であったことから、各委員より一言ずつ自己紹介。続いて環境部次長より事務局職員を紹介。</p>
2 勉強会	会 長	<p>会議に先立ち、松藤中園廃棄物最終処分場監視委員会会長より、「埋立処分の基礎知識」「プラスチックをめぐる問題」をテーマとした講義を行った。</p>
(前回鍵録確認)	事務局	<p>(改めて廃棄物処理課主幹の司会で旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会会議を開会。) ただ今から、令和2年度第2回旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会会議を開催する。</p> <p>本日の調査検討事項について、事前配布した次第では</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度環境調査について 2 旭川市中園廃棄物最終処分場の水処理等に関する報告及び意見交換 3 廃棄物最終処分場監視委員会委員の視察について 4 その他 <p>となっているが、2について、「報告及び意見交換」の部分を「報告」と訂正する。</p> <p>それでは、会長に議事の進行をお願いします。</p>
	会 長	<p>本日の旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会の出席委員は、15人中13人で、定足数に達しているので議事に入る。</p>
	会 長	<p>送付済みの前回議事録について異議はないか。</p>
	委 員	<p>(異議等意見無し) → 前回の会議録内容は確認された。</p>
	会 長	<p>それでは、調査検討事項(1) 令和元年度環境調査について、事務局から説明願う。</p>
	事務局	<p>資料1、資料1-2、資料1-3により、令和元年度環境調査について説明。</p>
	会 長	<p>新任委員には内容が難しいと思われるので補足する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (資料1の1ページで説明) 旭川市廃棄物処分場について、法律で定められている水質に関する調査は、次の3か所である。 ① 処分場より上流の地下水 ② 処分場より下流の地下水 ③ 水処理施設において処理した放流水 この3つを調査して、環境に影響を与えていないか確認することとなっている。 ③により放流水が排水基準を満たしているか。 ①と②の比較により、処分場内から水が地中に染み出て、地下水に影響を与えていないかを確認。 2 中園は、現処分場と少し異なる状況である。埋立は終了しているが、管理が必要な「閉鎖」という状態である。

		<p>管理が必要な状態が終了することを「廃止」という。 管理を終了（廃止）するためには、次の3つの条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 浸出水が排水基準を満たして、水処理が不要となること。 2) 埋立地内の地中温度が高くないこと。 3) 埋立地からガスが発生していないこと。 <p>この3つを調査すると、埋立物の分解が終わり地中の状態が安定していることが確認できる。 浸出水の指標については、資料1－8ページの表のとおり、生活環境項目（汚れに関する指標）と、有害物質（一般的な呼称は健康項目）の2種類がある。有害物質は重金属など24項目あるが、ここ数年不検出のものもあり、全く問題のない測定結果である。</p> <p>3 浸出水の自主基準について（資料1－26ページ（資料1－2）左上の2つのグラフで説明。） 地域住民との話し合いで、法定基準より厳しい自主基準を設定していた。BODは法定基準 60ml/l に対して自主基準が 20ml/l。SSは法定基準 60ml/l に対して自主基準 10ml/l。グラフを見て分かるとおり、クリアするのは、ほぼ不可能な基準であった。 多くの処分場で、さしたる根拠もなく、より厳しい基準の方が環境に優しいだろうとの印象で法定基準より厳しい自主基準を設けているが、それがネックとなって廃止を妨げているという現状がある。 旭川市が昨年、全国で初めて自主基準の見直しを行い、法定基準とした。 時間をかけて、丁寧に地域に説明した結果であるが、これにより、ようやく廃止が現実的となってきた。 廃止するためには、基準を超えない状態が2年間継続する必要があるが、廃止となった場合、年間約1億円の費用負担軽減が見込まれる。</p>
	委 員	<p>大雨の時、川は相当濁っているが、その時の BOD や SS の値はどの程度なのか。 また、その値と調査結果との比較はできるのか。</p>
	会 長	<p>「大雨時の河川」という条件で測定したデータはないが、一般的には、雨が少ないと水で薄まらないため数値は上がる。と言われている。 河川の測定は、処分場が周辺環境に影響を与えているかを確認するために行っているが、処理後の放流水を調査・確認しているので、そもそも川への影響はないものと考えられる。 ただ、以前はもっと多くの項目、水田の土壌や底質等も測定していたが、地域の理解を得ながら、 unnecessaryな項目を省いてきた経過がある。 その結果、当初は年間約4千万円の環境調査に係る費用負担があったが、それらを徐々に減らして、10数年で約3億円の負担軽減を図ってきたところである。 本当に必要な項目は測定すべきだが、必要性がほとんどない項目を測定していた経過もあり、それらを精査していた結果が、この節減につながっている。</p>

委 員	資料 1 - 2 6 ページ，中園のガス抜き管「M - 1」や「6 - 4」のグラフを見ると，現処分場より「ガス流速」の上下が大きい，どのように考えられるか。
会 長	測定値が出るので表示しているが，実質は 0 と考えてもいい値である。 数値が表示されているとガスの発生があるように見えるが，それが誤解を与えている。人間が感知できるのはせいぜい 0.2m/s 程度で，測定値にあるような 0.0002m/s だと全く感知できない値である。
副会長	<p>補足として，自分たちも研究でガス流速を測定しているが，その際に用いる熱線流速計という機器は，ちょっとした風が吹いただけでも測定値が大きく変動するなど，その時々で測定値が大きく変わる。一日中測定して平均をとるなどすれば別だが，ある特定の時間だけ測ると，日によって全く異なる結果となってしまう。</p> <p>そのため，「流速」をどのように捉えて判定していくかは非常に難しい問題である。</p> <p>また，「M - 1」のグラフでは，メタンガスと炭酸ガス（二酸化炭素）の合計で 5 0 % を超えており，酸素がほとんどない組成であるため，かなり良くない状態に見えるが，この管は埋立地内部のモニタリングを行うために蓋をしており，内部の気体が放出されずに封じ込められた状態にある管である。</p> <p>それ以外の，処分場全体の 9 0 % 以上ある蓋をしていない管は，これほどガスの発生がなく，メタンも出ていない比較的良い状態なので，この特に数値が良くない「M - 1」等を代表的なものとして取り上げてしまうと，廃止を遅らせる原因となる可能性がある。</p>
会 長	<p>今回の委員会の課題は三点ある。</p> <p>一点目は，「廃止」をどのように判定するか。地中温度やガス流量をどのように判定していくかという問題。</p> <p>二点目は，処分場跡地の利用をどう考えるかという問題。</p> <p>三点目は，廃止した後，現在行っている環境測定も全てやめるかどうかという問題。</p> <p>この三点が，今回の委員会で議論していく課題となる。</p> <p>あと，自分から二点。</p> <p>資料 1 - 2 6 ページに「自主基準廃止」という記載があるが，紛らわしいので「廃止」という文言は変えるべき。</p> <p>また，共和と新共和に関する記載（資料 1 - 2 3， 2 5 ページ）について，昭和〇〇年廃止，との記載があるが，（法律上）廃止基準が設けられたのは平成 1 0 年からであり，当時はまだ廃止基準はないので，それと混同されるような表現は避けるべき。</p>
会 長	調査検討事項(1)については，これでよろしいか。
	(質問・意見等なし・調査検討事項(1)は承認された。)

4 調査検討事項 (2)	会 長	次に、調査検討事項(2) 旭川市中園廃棄物最終処分場の水処理等に関する報告について、事務局から説明願う。
	事務局	(資料3により説明)
	会 長	資料3-2ページの各グラフについて、上の橙色のラインは放流基準値を表しており、以前は低い(厳しい)設定だったが、昨年の自主基準改定により基準が上がって(緩和されて)いる。 棒グラフは、水処理工程の簡略化を探るために処理工程ごとの浄化効果を表したものである。棒グラフ中、赤色の部分は調整池に貯めただけで浄化された分である。緑色の部分は「砂ろ過」の工程だが、この部分はほとんど効果がないことがわかったので、まずはこの工程を停止した。 浸出水が基準値を超えることはめったにないが、まだ、処分場が廃止になっておらず、処理を完全に停止することはできないため、できるだけ簡単な処理とするための取組である。
	副会長	最後の塩素滅菌処理について、大腸菌の値を極端に下げすぎずに、基準に合致する範囲で薬剤量を減らしていくことも可能と考えるが、現在、塩素処理後の大腸菌数をどの程度と考えているか。
	事務局	現状はほぼゼロで、その維持を考えている。
	副会長	今後もゼロを目指していくのか。基準は 3,000 個/ml 以下なのでゼロにする必要はないと思われる。 塩素は殺菌作用もあるが、副生成物も出るので、基準の範囲内で、処理に使用する塩素を削減していくことも、検討していくべきと思う。
	事務局	処理前の時点でもともと低い値なので、処理に使用する塩素量もさほど多くはない状況である。
	副会長	承知した。
	会長	塩素処理にはそれほど経費が掛かっておらず、大腸菌は廃止基準に係る項目ではない。
	委員 1	曝気・凝集沈殿処理の前に、窒素処理は行っているか。
	事務局	行っていない。
	委員 2	日常の管理業務で、放流している川の上流と下流から採水しているようだが、何を計測しているのか。
	事務局	測定しているのは水の濁度である。放流地点の上流と下流で、濁度に違いがないかを毎日確認している。
	会 長	ほかに質問意見等はあるか。 なければ、調査検討事項(2)は承認でよろしいか。

	委 員	はい。
		(調査検討事項(2)は承認された。)
5 調査検討事項 (3)	会 長	調査検討事項(3) 廃棄物最終処分場監視機関委員の視察について、事務局から説明願います。
	事務局	(資料2により説明)
	会 長	説明内容でよろしいか。
		(意見・質問等無し。調査検討事項(3)は承認された。)
6 調査検討事項 (4)	会 長	それでは、調査検討事項(4)その他 ということで意見等あれば。
		(意見等無し)
	会 長	意見等ないので、調査検討事項(4)は終了する。
	事務局	<p>以上で、令和2年度第2回旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会会議を終了する。</p> <p>引き続き旭川市廃棄物処分場環境対策協議会の会議を開催する。</p> <p>なお、事件の申請人委員の皆様には、オブザーバーとして御意見をいただきたいと考えているので、御都合のつく方は引き続き御参加願いたい。</p>